



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	刑事訴訟における手続打切り（6）－「正義の増進のための訴追の打切り」制度を参考にして－
Author(s)	指宿, 信; IBUSUKI, Makoto
Citation	北大法学論集, 44(3), 93-134
Issue Date	1993-10-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15529
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(3)_p93-134.pdf



刑事訴訟における手続打切り（六）

——「正義の増進のための訴追の打切り」制度を参考にして——

指 宿 信

〈目 次〉

序	
第一章 訴追の打切り制度の沿革と概要	(四三卷一号)
第二章 ニューヨーク州における「正義の増進のための訴追の打切り」制度	
第一節 旧刑事訴訟法(CCP)六七一条——「正義の増進」原理の成立——	(四三卷三号)
第二節 一九七〇年法(現行刑事訴訟法/CPL)の制定——「正義の増進」原理の継受——	(四三卷四号)
第三節 CPLによる訴追の打切り判例——「正義の増進」原理の展開——	(四三卷四号)
第四節 一九七九年以降の立法と判例の動向——「正義の増進」原理の新展開——	(四三卷五号)

第五節 「正義の原理」の意義とその機能——「正義の増進」原理の周辺——

(四四卷二号)

第六節 各州の打切り制度の比較と検討——「正義の増進」原理の普及——

(一) 諸州における「正義の増進のための訴追の打切り」制度

一 カリフォルニア州

二 モンタナ州

三 アイオワ州

四 ワシントン州

五 オクラホマ州

六 その他の州

七 まとめ

(二) 連邦における「正義の原理」

一 連邦刑事訴訟規則四八条(a)の「正義の利益」

二 連邦法への「正義の原理」導入論

三 アメリカにおける「Dismissalの法理」の動向

(以上 本号)

第六節 各州の打切り制度の比較と検討——「正義の増進」原理の普及——

(一) 諸州における「正義の増進のための訴追の打切り」制度

さて、ニューヨーク州において打切り制度を支えることとなった「正義の増進」の原理、「正義の原理」が、アメリカ

カにあつて孤立した思考方式ではないことを本節では明らかにしておきたい。多くの州で同様の規定が制定法に定められており、むしろニューヨーク州判例は、それら諸州へのリーディング・ケースとしての役割を果たしていることを指摘しておく必要がある。既に他州の立法動向については、第一章第一節において「Dismissalの法理」の沿革を辿った際に紹介がなされていた。そこで、本節では、諸州の判例が「正義の増進のための訴追の打切り」規定をどのように解釈し運用しているかを見ることで、「正義の原理」という思考の普遍性を確認するとともに、ニューヨーク州が他州のモデルとなっており、それゆえ本稿がニューヨーク州の立法・判例を素材に展開されねばならなかったことを論証しておきたい。

一 カリフォルニア州

(1) 「正義の増進のための訴追の打切り」規定の制定

第一章で、「Dismissalの法理」の沿革を描く際に紹介されていたように、非類型的な訴追の打切りをもっとも早く立法化したのは、一八八一年のニューヨーク州に先立つこと九年、一八七二年のカリフォルニア州法であった。同州ではニューヨーク州と同じように訴追の中止(*nolle prosequi*)を廃止して、以下の規定を置いている。

— カリフォルニア刑法典一三八五条

裁判所は自ら、あるいは検察官の申請によって、正義を増進するために、訴追を打ち切ることが出来る。打切りの理由は、覚書に明記された命令において説明されなければならない。

このカリフォルニア州法は、ニューヨーク州法と並んで「正義の原理」を規定した法律として、以後全米各州の先例とされる。

条文を見ると、ニューヨーク州の旧法（CCP）六七一条と全く同じであることがわかる（この条文については本章第一節（二）を参照）。このタイプの立法は既に「監督型」として紹介されたが、本節では便宜上『カリフォルニア型』と呼ぶ。その特徴は、まず第一に裁判所が打ち切りの主体とされている点である。このことは既に「Dismissalの法理」の発展をまとめた際に述べたように（第一章第一節（三）を参照）、訴追の中止権限を検察官から裁判所に移したためこのように定められたのであった。⁽¹⁾しかし後の法改正によって、現在では「裁判所」でなく「裁判官（The Judge or Magistrate）」が行う、とされた。第二に、裁判所の権限は法文が助動詞 may を用いているところに見られるように、絶対的なものではなく裁量的で、⁽²⁾上訴審による審査可能なものと考えられている点である。⁽³⁾

こうした打ち切り権限を用いるに当たって、裁判所が判断をする際の指針について、判例は単なる「正義の増進のため」という文言以上に何らかの基準を用意した。たとえば一九六八年にカリフォルニア州最高裁判所は、マリソン郡地方裁判所事件⁽⁴⁾において、以下のような要因の考慮を「正義の増進のための訴追の打ち切り」の判断にあたって義務づけている。

有罪評決後、正義の利益のために打ち切りをおこなうかどうかについての判断は、多くの要因の衡量を含むことになる。それは、①有罪か無罪を示す証拠に関する衡量、②当該犯罪の性質、③被告人が公判を待つ間拘禁されていた、ないしはいなかった事実、④そうした拘禁の長さ、⑤再審を行った場合に被告人に課される負担、⑥再審に新たな証拠が提示される可能性、などである。そのバランスが明らかに被告人に有利に傾く場合には、事実審裁判所は立法者によって与えられている⁽⁵⁾権限を行使して正義の利益のために「訴追を」打ち切ることが出来るばかりではなく、そうしなければならぬ。

これらの要因は一九七一年のリッチエ事件⁽⁶⁾や一九七八年のアンドラーエ事件でもやはり例示されることとなっており、後者の判決では更に、⑦同種の、あるいは関連した犯罪で拘禁されているか、または拘禁されたことがあるか、⑧被告人を実際に有罪にした場合の社会防衛の効果、⑨他の犯罪でより長い刑が科される可能性、といったファクターも

加えられている。⁽⁷⁾

しかしこうした要因考慮にあたっては、判例は被告人に対する裁判官の安易な同情を戒め、⁽⁸⁾ 司法の効率性や過度の負担、立腹などは打切り理由とはならないと判示している。⁽⁹⁾ 司法の効率性を打切り理由と出来ない点などは近時のニューヨーク州と類似しているが、過度の事件負担に悩む裁判所がこうした打切りを事件処理に「流用する」ことを許していないのを見て、「正義の原理」の解釈は厳格になされているように見受けられる。ただ、右の各要因を判示した諸判例は六〇年代、七〇年代のものであり、ニューヨーク州において判断基準が具体的に例示されたのは一九七四年のクレイトン事件判決であったことを考えると、七九年にニューヨーク州が改正法によって判断基準を定めた時には既にカリフォルニアにおいて判例上「正義の増進のための訴追の打切り」判断への基準が確立されていたというのは注目すべき事実であろう。そこで、カリフォルニア州基準とニューヨーク州の一九七九年基準とを比較してみることにする。

①の「有罪が無罪を示す証拠の衡量」は、七九年基準の(c)「有罪証拠の使用可能性」と、②の「当該犯罪の性質」は同基準の(a)「犯罪の重大性」と、③の「公判中の拘禁の有無」ならびに④の「拘禁の長さ」はクレイトン基準の(f)「時間の経過によって被告人に生じた不利益」に、⑧の「有罪にした場合の社会防衛の効果」は七九年基準の(f)「既定の量刑を被告人に科すことの目的と効果」に、それぞれ対応するファクターがある。大きな違いは、ニューヨーク州の基準が、特に公益や公衆、コミュニティの安全や福祉といったものへの、打切り処理の持つ影響⁽¹⁰⁾インパクトを中心に構成されていたのに対して、要因に見るかぎり、そうした項目はカリフォルニアの場合には示されていない点である。

また、法の文言にはニューヨーク州とは違って被告人の「打切り申立て権」が盛り込まれていない。もっぱら非公式の申立てにより裁判所が自ら打切りを行う、という形式になっている。つまり「Dismissalの法理」に照らしてみると、未だ第三段階には至っていないわけである。一九五五年の注釈で、本条項は「被告人が利用することはできない」とさ⁽¹¹⁾

れていたし、一九七一年のリッチ工事件でも「被告人は非公式に裁判所が事件の打切りを考慮し、自らの申立てに基づいてその勧告を採用するよう示唆することが出来るけれども、明らかに打切り申立ては被告人によって公式には行われ⁽¹⁰⁾ない」と述べられている。

一九七八年のアンドラーデ事件においても、一三八五条が被告人のスタンディングを認めていないことについて詳細な説明がなされている。それによれば「立法者は一三八五条の権限を使用する権利を検察側と裁判所に限っていた⁽¹¹⁾」のであり、「被告人の申立てを認めることは、刑法典一三八五条によって認められた正義の増進のための訴追の打切りとして見ることは出来ない⁽¹²⁾」。この点は、法律上被告人にスタンディングを認める法域に遅れをとっていると云わねばならない。というのも、事実審での効果という点ではあまり差異は生じてこないように思われるが、かりに非公式な申立てが拒絶ないし無視された場合の救済について考えると、スタンディングを認めない州では上訴して争う道はないことになる⁽¹³⁾。これは「被告人の救済」という観点から見た場合に、大きな短所と言うべきであろう。

(2) 打切り手続

打切り手続については、一三八五条後段に記されているとおり、覚書という書面による命令が不可欠で、この手続を怠った場合には、事実審の裁量は違法であると考えられている⁽¹⁴⁾。そうした手続はなにより適正な司法権の執行を確保するためであり、犯罪を処罰しようという刑罰権の発動が行政に委ねられている以上、その執行を妨げるわけであるから、より慎重さが要請されるのも当然である。その要請は具体的には、打切りに際する告知と聴聞の機会の保障を求めるといふ判例法につながっている。法文にはかかる要請はないけれども、たとえばニューヨーク州において、クレイトン判決が法改正に先立って判断基準とヒアリングを条件に打切りを許容したのと同じように、判例は当事者、とりわけ社会

の利益を代表する検察側に対する配慮を示している。一九八四年のジョンソン事件判決⁽¹⁶⁾では、六五年の先例ゴンザレス事件⁽¹⁷⁾を支持して、シャボー裁判官が以下のように告知と聴聞の機会の保障を論じた。

本法廷は、訴追の打切りを企図した裁判所による事前の告知なくされた打切り命令をゴンザレス事件で破棄した。我々の刑事手続の当事者の性質および刑事訴追における検察官の立場を強調して、とりわけ公判前の手続においては、一三八五条の下での裁判所自らの申立てによる〔打切りの〕場合、正義の利益は検察官への適当な出頭の機会と告知を与えるよう地方裁判所に要請することによって初めて得られる」と我々は述べている。そしてこのルールを支えるいくつかの政策的な根拠を用意した。第一に、検察官への告知と適当な出頭の機会は、多くの情報を与えた上で事実審裁判官の判断によって実施出来ること、第二に、当事者の権利が影響を受けるような場合には、公正さに関する基本的な観念が告知(といった手続)を求めること、第三に、裁判所や司法過程に対する社会の一般的な尊敬を維持するためには、告知や聴聞の機会が欠くことの出来ないものであること、最後に、軽罪や微罪によって訴追される人々〔が増えること〕によって生ずる不正で不当な〔過大な事件負担の〕圧力から下級審の裁判官を守るためである。

カリフォルニア州では現在まで法改正は見られないが、このような判例法による手続の整備が進められた結果、政策的な要請を主として、とりわけ法執行機関への配慮を中心とした訴追の打切りが行われているようである。検察官の打切り権である「訴追の中止」権限が裁判所に委譲されたのであるから、裁判所も従前の検察官のように自由に訴追を打ち切ることが出来るというのが理論的には相当と解されるところであるが、判例はこの問題について裁判所の裁量の幅が小さく、また制限が厳しいことを説明している。

一三八五条の文言にもかかわらず、事実審裁判所自らの打切り裁量は検察官の申立ての裁量に比べてずっと狭いとされてきた。……裁判所は、事実審裁判官が州側から事件を公判に送る権限を奪うことなく被告人の権利を守る方法を他に持っているから、と説明してきた。たとえば、陪審に証拠について説示したり、無罪を勧告したり、あるいは再審を認めたりすることが出来るからである。

(3) 打切りの判断方法と法的効果

打切りの判断の方法論については早くから「利益衡量論」が示されてきており、一九五九年のカリフォルニア州のウインターズ事件⁽²⁰⁾では、

刑事訴追における打切りの根拠としての「正義の増進」は、被告人の憲法上の権利と、人民によって代表される社会の利益の両者を考慮することを求めている。

と述べられている。この考え方は一九七五年のオーリン事件⁽²¹⁾において最高裁によって承認され、一九八三年のサンダース事件⁽²²⁾など多くの判例によって支持されている。すなわち、「正義の増進」という文言は……打切りを行うかどうかを判断するにあたって、被告人の憲法上の権利と検察側によって代表される社会の利益の双方を考慮するよう求めているのであって、「いかなる打切り〔決定〕も、被告人の利益のみならず、法が効果的に実行されることを求めている社会の利益に関する考慮に必ず基づいていなければならない」のである。

こうした判断方法はニューヨーク州におけるクォク・ミン・シャン事件（判例番号B⑤）⁽²³⁾他で示された利益衡量テスト⁽²³⁾と同一であるにもかかわらず、実際の打切りの適用についてはニューヨーク州に比べると判例上の射程範囲は必ずしも広いとは言えないようである。たとえば一九七二年のサンディエゴ地方裁判所事件において、控訴裁判所は薬物所持での有罪が明白であった場合、裁判所は被告人のリハビリテーションや家族の事情を理由に訴追を打ち切る権限は有していない、と判断している。⁽²⁴⁾こうした事例が示すように、ニューヨーク州の場合は、条文解釈上「正義の増進」が「やむをえない要因、事情、情況があるとき」に認められるとされているのに対して、カリフォルニア州の場合には、「正義の増進」について法律上の基準や要因が規定されていないために、打切りを認める理由がかなり狭く解される傾向に

あるようである。

具体的なケースを見ると、カリフォルニア州最高裁判所は一九六七年に、被告人が重罪の阻止を目的として実力を行使したことを理由に「重罪故殺事件」を予備審問段階で打ち切った事実審裁判所の命令を裁量権の濫用であるとして破棄した。⁽²⁵⁾ もちろんカリフォルニア州判例が総体的にこうした傾向を見せたとは言えず、一九八五年のトゥルーアー事件では、宣誓供述の際に治安判事を誤らせて捜査令状を發布させるような警察官による虚偽の証言があった場合、「正義の利益」のために事件を打ち切る権限が事実審裁判所に与えられていると解され、正義の原理に実効性のあることが示された。⁽²⁶⁾ また同年のマッケイ事件でも、裁判所の証拠開示命令にもかかわらず全ての証人に関わる証言記録を開示しなかつた州側に対するサンクシオンとして訴追が打ち切られた事案について、上訴裁判所は再度の訴追に訴訟障壁が形成されていると判断して「正義の増進のための訴追の打ち切り」規定に従いこれを打ち切っている。⁽²⁷⁾ このように積極的に打ち切り権を発動するケースも少数ながら見られるわけで、今後、ニューヨーク州のような形で法文上「やむをえない要因、事情、情況」などについて明記されないうまでも、解釈によって運用の道を開く可能性は残されているように思われる。

二 モンタナ州

モンタナ州は一九二一年に「正義の増進のための訴追の打ち切り」規定を制定法に採用し、現行法も一九六七年にこれを継受して以下のように定めた。

裁判所または訴追側による打ち切り(Criminal Procedure 46-13-201)

(1) 裁判所は、自らまたは検察官の申請によつて、かつ正義の増進のために、告発、略式起訴、正式起訴を打ち切るよう命ずることができる。ただし、裁判所は、打ち切りのための十分な原因が明らかにされ、かつ覚書に明示された

命令によつて理由を説明しないかぎりには、重罪に関する告発、略式起訴、正式起訴ないしはその訴因を打ち切るよう命ずることはできない。

(2) 略

(3) 本条で定める訴追を打ち切る命令は、軽罪については同一の犯罪につき再訴を妨げるが、その犯罪が重罪である場合にはこれを妨げない。

法律上は被告人の打ち切り申立て権は認められていないのは明らかであるが、一九七六年のフォーサイス事件において示されたように、「被告人による打ち切り申立ては、実際には裁判所に裁量による『自らの申立て』によつて『正義の増進のため』訴追を打ち切るよう要請するものである」と解され、解釈によるスタンディングが認められており、一九八三年のロール事件でもこの見解は支持された。⁽²⁹⁾

また、裁判所が「正義の増進」という基準を用いるに当たつては、被告人の憲法上の権利および社会の利益を衡量する視点に立つことが求められている。こうしたバランシング・テスト（利益衡量論）自体はかなり早い時期から用いられているようであり、たとえば一九四六年のガイル事件でも、

立法者が「正義の増進のため」という文言を……定義しなかつたのであるから、いかなる特別の事情によつて刑事訴追が留保されるかを認めるにあつて、それは被告人の憲法上の権利と社会の諸利益といった観点から、裁判所の司法裁量に委ねられて⁽³⁰⁾いる。

と述べられ、ニューヨーク州のクオク・ミン・シャン事件（B⑤）に代表される利益衡量論と同一の方法論を展開している（利益衡量論については第二章第三節（三）参照）。八三年のロール事件においても、打ち切り申立てを却下した事実審の判断を上訴裁判所が支持する際に、結論部分で「仮に本件訴追が打ち切られるとすれば、社会の利益」(10)

interests of society)は不当に侵害されてしまふだろう」と述べたように、⁽³¹⁾利益衡量が現実の判断に利用されていることは間違いない。

同条(1)項の打切り手続については、一九七七年のコール事件において、カウンティのコミッショナーに関する職権濫用罪の訴追を打ち切ったカルボーン・カウンティ裁判所の命令に対する上告審であるモンタナ州最高裁判所が、理由を明示しないまま訴追を打ち切った事実審の命令を破棄し、その理由の明示と覚書による提示を求めて差戻しを命じたこと⁽³²⁾に照らすと、法の要請する手続厳守の要請はニューヨーク州などと同様であると言つてよからう。そして右最高裁判決は、打切りに当たつて考慮されるべき理由についてカリフォルニア州判例を引用し、①有罪無罪証拠の検討、②当該犯罪の性質、③被告人の公判前拘禁の期間、④被告人が被っている侵害や負担といった事情を勘案することを示唆している。⁽³³⁾西海岸諸州でのカリフォルニア州の強い影響がうかがわれるところである。

三 アイオワ州

アイオワ州も一九二七年以来「正義の増進のための訴追の打切り」を採用しており、刑事手続法二七条は以下のように打切りを定めている。

〈訴追の打切り／迅速な裁判を受ける権利〉

一 打切り一般・効果 裁判所は、自らまたは検察官の申請によつて、かつ正義の増進のために、理由を明らかにし、それを記録に残した上で、いかなる係属中の刑事訴追についても打切りを命ずることができる。しかし、いかなる訴追もこのほかの形式において打ち切られたり、停止されたりしない。かかる打切りは、当該犯罪が単純な微罪であれ、重大な微罪であれ、同一の犯罪については再訴を妨げる。しかし重罪ないしは加重軽罪についてはこ

れを妨げない。⁽³⁴⁾

この二七条には二項以下に迅速な裁判 (speedy trial) 違反の場合について定めた規定が続くが、「正義の増進のため」という文言は一項のみに関する条件であって、「迅速な裁判」に関するルールとは無関係であると考えられている。⁽³⁵⁾ として、どのような場合に「正義の増進のため」に訴追を打ち切るかについては、一九八〇年のランディーン事件においてアイオワ州上訴裁判所が以下のような具体的基準を提示した。

留保中のいかなる事件を「正義を増進するために」打ち切るに当たっても、事実審裁判所は以下の事情を考慮して、またそれに限定されることなく裁量を行使することが出来る。

- (1) 有罪無罪の証拠の重さ
- (2) 当該犯罪の性質
- (3) 被告人が裁判を待つにあたって浪費した時間
- (4) 被告人が同様の、ないしは同じ犯罪で刑を科されているかどうか
- (5) 拘禁の時間
- (6) 侵害 (harassment) の可能性
- (7) 証拠が裁判において新たに加えられる可能性
- (8) 被告人を有罪にした場合の社会防衛の効果
- (9) 他の犯罪での有罪につき、さらに重い拘禁刑が科される可能性
- (10) 被告人の前科
- (11) さらに刑を科すことと目的と効果
- (12) 時間の経過によって被告人に生じた不利益

以上の要因の考慮をおこなったうえで両当事者への告知およびヒアリングの機会を提供するよう示唆した。⁽³⁶⁾

事案は、アルコール飲料を未成年に販売した被告人に対する訴追を打ち切ったデス・モイネス地方裁判所のブラウン

裁判官の命令に対して州が上訴したものである。被告人はクリスマス期のアルバイトで一九七八年一月二七日から二八日にかけてアイオワ州バーリントンの酒店にキャッシャーとして雇われた。その間、同人は一六才から一八才の青少年計四名に酒類を販売しており、それぞれについて四つの別々の告発により州法違反を理由に起訴された（事件番号 9569, 9570, 9571, 9572⁽³⁷⁾）。

起訴は翌七九年二月一日になされたが、五月一九日には被告人は短大を卒業し、八月からは教師として働くことになった。まず四件のうち9572事件について五月三〇日に公判、9569事件も同日に二番目に公判を開くように裁判所は準備し、検察側の要望で9570事件と9571事件を六月二〇日に公判に付すこととなった。最初の9572事件は陪審の評決によって無罪とされた。そこで事実審のブラウン裁判官は、六月一二日に残りの三つの事件をアイオワ州刑事手続法二七条一項に従い自らの申立てにより訴追の打切りを言い渡したのである⁽³⁸⁾。

その理由は、「残りの事件についても陪審が無罪の評決を示すことは合理的に推認される」ことにある。特に、四件のうち無罪となった9572事件が最も証拠上「強い」事件であったことが強調されている。これに対して、三件の打切りにあたり、はたしてそうした点が考慮されてよいか本件事実審は判断しえないと検察側が控訴を申立て、この主張自体は控訴審も認めている⁽³⁹⁾。その上で、控訴審に提示されている資料だけで打切りを認めてよいかは十分に判断することはできないとし、またニューヨーク州の一九七五年のシュテルン事件判決⁽⁴⁰⁾（B ⑫）を引用して、裁判所が訴追を打ち切る場合には打切りについて訴訟当事者に告知しなければならず、またその可否について当事者に意見を表明する機会を与えなければならないと、以下のように述べている。

〔訴追の打切り行為が〕正義の増進のために最善かどうかを判断するヒアリングにおいて、裁判所が評価しなければならぬ要因の完全なリストをわれわれが用意することは不可能であるけれども、「そうした」認定は個々の事案の特殊性に依

拠することでも実施されるべきだろう。⁽⁴¹⁾

そして前述した基準を例示したわけである。結論として上訴裁判所は、事実審にはこのような諸要因に関する検討が欠けており、十分に正義の利益を判断することは出来ないとして破棄差戻しの判決を下した。⁽⁴²⁾

さて、先の実因考慮の項目を見ると、ニューヨーク州判例ならびに立法が影響を与えていることは明らかであるように思われる。実際、上訴裁判所は法廷意見の中で一九七五年のニューヨーク州判例であるシュテルン事件やカリフォルニア州判例を引用していた。このことは、要因についても、告知とヒアリングという手続的要件についてもニューヨーク州判例の先例性を明らかに示している。こうした実因考慮の基準は、後に一九八九年のプリュマージ事件においても支持された。⁽⁴³⁾ 同事件判決は、告知とヒアリングの要請については確かに制定法の文言にはそういった要請はないものの、先例がそれを求めてきたことは明らかであるとしてランディーン事件の判旨を承認している。⁽⁴⁴⁾

また、基準となる実因考慮を行う際にどのような価値判断がなされるかについて、プリュマージ事件判決は前述されたカリフォルニア州最高裁のオーリン判決を引用し、被告人の憲法上の利益と州によって代表される社会の利益の双方が考慮されるという、いわゆる「利益衡量説」の立場を明らかにした。加えて、ニューヨーク州のインスイグナーズ事件（判例番号D⑨）を引用して、打切りを考慮するにあたっては個人と州との間の微妙なバランスを維持することを求め、正義の増進のための訴追の打切りは「非常に例外的な」措置であり、「めつたな」あるいは「異常な」場合でしか用いられないと述べた。⁽⁴⁵⁾ さらに、ニューヨーク州の先例性についてもランディーン事件と同様に、「我々は『正義の増進のため』の文言の解釈について、カリフォルニア州やニューヨーク州が優れた理由を持ったルールを有していると疑わない⁽⁴⁶⁾」、と率直に認めていることは注目されることである。

他方、立法の発展段階という見地からアイオワ州を見た場合、「Dismissalの法理」の第二段階に止まっていること

は他の州と同様であり、判例も州法の規定上「被告人が訴追の打切りを要請することは出来ない」という解釈を支持している。⁽⁴⁷⁾

四 ワシントン州

ワシントン州も以下のように「正義の増進のための訴追の打切り」を含む打切り手続について刑事手続法に定めている。

打切り(Criminal Procedure Rule 8.3)

(a) 検察側の申立て／裁判所は、その裁量に基づき検察官の理由を明示した正式起訴状、略式起訴状ないしは告発状の打切りを求める申立てによりそれらを打ち切ることが出来る。

(b) 裁判所の申立て／裁判所は自ら、正義の増進のために、告知と聴聞の後、いかなる刑事訴追も打ち切ることができる。しかし書面においてその理由を明示しなければならない。

さて、「正義の増進のための訴追の打切り」は(b)項に定められているとおりであり、告知と聴聞以外に法律上の特別な要件はない。しかし、ワシントン州の判例がいかなる場合に訴追の打切りが「正義の増進」になると判断したかを見てみると、検察側の不正行為ないしは恣意的な訴追があったことが証明された場合に限り、といったかなり限定的な立場を採っている判例もある。そうした点では我が国の「公訴権濫用」に近い打切り論を採っていると見えるが、たとえば一九八一年のホウィットニー事件⁽⁴⁸⁾では、ワシントン州最高裁判所は全員一致の意見で先例ブリー事件⁽⁴⁹⁾やスタリッシュ事件⁽⁵⁰⁾を引用して以下のように述べていた。

事実審裁判所に本条項(八・三条(b))の下で委ねられている裁量は、当該事件の記録が、歴史的に刑事訴追の打切りを十

分に支持するに足ると裁判所が見てきたような、政府の不正行為や恣意的な訴訟の存在を証明しているとの要請に基づいて執行されなければならない。

具体的事案の判断については、被告人はわなを不当であるとして争ったが、裁判所は証拠排除の根拠とはなりえても、訴訟の打切りの根拠となるには不十分としている。

また一九七〇年のベイカー事件上告審でも最高裁判所は以下のように述べていた。

訴訟の打切りは例外的な救済である (an extraordinary remedy)。それはただ現実に被告人の公正な裁判を受ける権利が影響を受けたという不利益があり、そしてその不利益が再審を保証することでは救済されえない場合にのみ認められうる。⁽⁵²⁾

これらの判例からわかるようにワシントン州では「打切り」の射程範囲をかなり限定的に捉えて、公正な裁判を受ける権利の侵害に対する救済策として訴訟の打切りを位置づけていることが看取される。非類型的な打切りとは言え、ニューヨーク州が多く要因の設定によってその適用範囲を広げているのに比べて、ワシントン州の適用基準は、「正義の増進のための訴訟の打切り」規定を持たない固有権や監督権に基づく打切りを行っている州と実質的には同じレベルにあると考えられる。⁽⁵³⁾ その理由は、たとえば八五年のポルト事件判決が述べているように、本条項の目的が「被告人が」公正に扱われることを確保するところにあるとされているため、⁽⁵⁴⁾ 實際上被告人の権利侵害が認められなければ打切りの裁量権限は行使されず、また、たとえ侵害が発生しても他の救済措置の可能性（再審の保証）がある場合にはそれに譲るといふ政策的配慮によって打切り措置はさらに後退してしまうのであろう。

しかしながら一方で、公判に出された証拠が不十分な場合につき、事実審裁判所には先の諸判例の要請とは別に訴訟を打ち切る固有の権限があるという解釈を示す裁判例もある。一九八五年のクナップシュタッド事件⁽⁵⁵⁾がその代表的なものだが、注目すべき点は、このクナップシュタッド事件判決中に、「正義の増進のための訴訟の打切り」を解釈するに

当たつて多くのニューヨーク州判例が引用されていることである。法廷意見を書いたグロース裁判官は(リンゴールド、スワンソン裁判官同調)、ボイヤール事件(D③)を引いて、打切り命令が「胡椒のようにつましく」用いられるべきであるとし、その判断は「必然的に社会への正義と被告人への公正さを衡量」しなければならぬとする一方、有罪を示す証拠をも考慮に入れるようクレイトン事件(B①)やアイオワ州のランディーン事件⁽⁵⁶⁾を引用しているのである。⁽⁵⁷⁾その上で本件事案は不十分な証拠に基づくものとして打切りを認めた事実審裁判所の判断を支持した。

このように西海岸の州であれ、やはりニューヨーク州の先例的地位に学ぼうという姿勢は明らかで、これまで紹介されてきたニューヨーク州の諸判例の持つ全国的な影響力とその意味が一層大きくなっていることが理解されよう。

五 オクラホマ州

オクラホマ州刑法典八一五条には、

「裁判所は、自ら、または検察官の申請によつて、かつ正義の増進のために訴追を打ち切ることが出来る」

との規定がある。立法の形式は最も単純な「カリフォルニア型」を示している。打切りにあたつて「正義の原理」を規律するなんらの文言も置かれていない。そこで、一九一四年の州対マクドナルド事件では、訴追の打切りを求める「正義の原理」について以下のような解釈が示された。

本規定の効力は、裁判所の同意なく、訴追を中止する(*colle prosequi*)検察官のコモン・ロー上の権限を廃止することにある。さらにそれは、ある特定の事情の下で、検察官の同意があろうと無かるうと、正義の利益が訴追の打ち切りを命じる権限を求めていると考えられる場合には、常に裁判官に与えられるのである。

正義の増進が確保されるという裁判所の判断があれば、いつでも事件を打ち切ることが裁判所に認められる。証拠が有罪

を求めているも、裁判所の意見中に当該事件の有罪が不当であり、社会の利益が事件を打ち切ることにより確保され、上記の制定法もこれを認めていることが確認される場合がこれに当たる。正義の遂行こそが、法の唯一の目的であることが決して忘れられてはならない。⁽⁵⁸⁾

ここでは「証拠が有罪を求めている」場合でも訴追を打ち切ることが可能という脱・法実証主義的思想の明確なことはもちろんだが、検察官の同意・不同意にかかわらず独占的な裁判所の裁量を明らかにしつつ、打ち切り判断に際しては社会的利益が優越して考慮されると述べている。これは多くの州で後に一般的に用いられるようになる「利益衡量論」の判断枠組みに対して、「正義」社会的利益」との図式を採っているのが特徴である。

しかし、打ち切り命令発動の時期について法は何も述べていないところから、本条項は「公判が争点について開始される前に、訴追を打ち切るよう裁判所によって適用される」ことになる⁽⁵⁹⁾と解されている。また「正義の増進のため」という判断基準について詳しい要因考慮に関する見解が判例で示されたことはまだなく、先のマクドナルド事件で示唆された「社会的利益」の確保という功利主義的指標が唯一のメルクマールと言えよう。

六 その他の州

以上の州の他に、アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アイダホ、オレゴン、ユタ、ヴァーモントの各州、それにコモンウェルスであるプエルトリコが「正義の原理」を導入して訴追の打ち切りを行なっている。以下、アリゾナ、アイダホ、オレゴン、そしてユタ州の条文のみを掲げておく。

◆アリゾナ州／刑事手続法一六・五条（訴追の打ち切り）

a 検察官による申立て 裁判所は、十分な理由を示す検察官の申立てによる打ち切りが八条の規定を回避するために

行われるのではないと認定すれば、いかなる時点でも訴追を打ち切るよう命ずることが出来る。

b 被告人による申立て 裁判所は、被告人の申立てにより、正式起訴状、略式起訴状、告発状のいずれであっても法律問題として不十分であると認定すれば、訴追を打ち切るよう命ずることができる。

c 記録 裁判所は、いかなる訴追の打ち切りについても命令の理由を記録において述べなければならぬ。

d 打ち切りの効力 訴追の打ち切りは、裁判所が正義の利益が再訴を禁ずることを求めていると認定した場合でない限り、後の訴追の開始の妨げにはならない。⁽⁶⁰⁾

◆ アイダホ州 (Criminal Procedure 19-3504)

(裁判所または検察官の申立てによる打ち切り)

裁判所は、自ら、または検察官の申請によって、かつ正義の増進のために、訴追ないし告訴を打ち切るよう命ずることが出来る。打ち切りの理由は、覚書に明記された命令において説明されねばならない。

(Criminal Rules\Rule 48. Dismissal by the Court)

(裁判所による打ち切り)

(a) 告知と聴聞に基づく打ち切り/裁判所は、両当事者に告知の上、以下の理由により自ら、または両当事者の申立てに基づいて刑事訴追を打ち切ることができる。

(1) 大陪審への告発状を送付する際に不必要な遅滞があった場合、または略式起訴状が七条(f)で定められた期間内に作成されなかった場合、または被告人を裁判に付すに際して不必要な遅滞があった場合、または、

(2) そのほかいかなる理由によるにせよ、当該打ち切りが正義の目的 (the ends of justice) に適い、かつ裁判所の業務の

効果的な遂行に適合と裁判所が判断する場合。

(b) 打切り命令／裁判所が自ら、もしくは両当事者の申立てに基づいてこの条文の下で刑事訴追を打ち切る場合は、打切り命令をするに際して打切りの理由を述べなければならない。

(c) 打切りの効果／刑事訴追の打切り命令は、当該犯罪が軽罪の場合は再訴を妨げる。しかし重罪の場合はその限りでない。

◆ オレゴン州 (Criminal Procedure 135. 755)

(裁判所または検察官の申立てによる打切り)

裁判所は、自らまたは検察官の申請にもとづいて、かつ正義の増進のために手続を打ち切るよう命ずることができる。しかしその場合、打切りの理由が裁判記録に明記される命令において説明されなければならない。

◆ ユタ州 (Criminal Procedure 77-35-25 Rule 25) (公判の開かれない打切り)

(a) 実質的な原因があるとき、裁判所は自らまたは両当事者の申立てに基づいて、正義の増進のためにその裁量により略式起訴または正式起訴を打ち切るよう命ずることが出来る。

(b) 裁判所は以下の場合、正式起訴状もしくは略式起訴状を打ち切らなければならない。

(1) 被告人を公判に付すにあたり、不合理な、もしくは憲法に違反するような遅滞が生じた場合、

(2) 正式起訴状もしくは略式起訴状の主張する事実が、訴状において訴追されている犯罪を何ら構成するものでない場合、

- (3) 大陪審の構成ないしはそれに関する手続に、実質的で不利益となる瑕疵が見つかった場合、
- (4) 裁判所に管轄権限がない場合、
- (5) 公訴時効による訴訟障碍がある場合。
- (c) そうした打ち切りの理由については命令の際に説明され、覚書の中に記されなければならない。
- (d) 不合理な遅滞の場合、または(b)の(2)から(4)の場合については同一の犯罪について再訴を妨げない。また裁判所は正義の利益(the interest of justice)がそれを求めるとき、新たな起訴状を提起する間、被告人を拘禁する命令を出すことが出来る。そうでない場合、被告人は釈放され、保釈金は変換されなければならない。
- 〔ただし〕憲法に違反するような遅滞に基づくか、もしくは公訴時効に基づく打ち切り命令は、同一の犯罪に関するいかなる訴追をも妨げる。
- (e) 略

七 まとめ

これまで挙げられてきたように、「Dismissalの法理」の段階は異なるにせよ、いくつもの州が非類型的な訴追の打ち切りに関する法律を定めており、ニューヨーク州と類似の、すなわち「正義の増進」原理による訴追の打ち切りを実施している。また、打ち切り裁量の行使において「正義の原理」をいかに判断していくのかという点についても、ニューヨーク州と同様の思考方式である「利益衡量論」を用いる州は多い。以上の点から、ニューヨーク州判例の用いる「正義の原理」が全く孤立したニューヨーク州独自の法原理ではなく、むしろ「Dismissalの法理」を支える一般的な原理として各州にあって機能していることが示されたと言つてよいであろう。

しかしながら、「Dismissal」の法理」について同種の立法を有する州のうちでも、ニューヨーク州が既に見てきたような抽象的なアプローチから具体的アプローチへの転換を一足早く展開し、クレイトン基準に始まる要因判断によって「あいまいな」「基準のはっきりしない」と批判されがちな「正義の原理」による「手続打切り論」を実質化させ、「Dismissalの法理」の確固たる適用原理を確立したという点はこの州との大きな違いとして指摘されなければならないであろう。ニューヨーク州法の重要性は、何も「Dismissalの法理」の第三テーゼ（被告人のスタンディングの問題）について既に立法上の解決を見た（第一章第一節参照）、という点ばかりにあるのではなく、こうした「正義の原理」を着実に育ててきた判例の展開、立法の展開の双方に負うのである。

このような歩みは既に他州も見習い始めており、たとえば一九八〇年のアイオワ州ランディーン事件で示された要因基準の提示などはその重要な兆しと捉えられよう。こうした他州の動向を見ると、ニューヨーク州の「正義の増進のための訴追の打切り」制度の長い判例の積み重ねと立法の変遷を詳細に見ておくことの重要性が側面的にであれ理解されるのではなからうか。

さて、ここでは以下に各州の立法を整理してみることによって、アメリカにおけるおおよその「正義の増進のための訴追の打切り」制度の動向を把握することにした。

刑事訴訟における手続打ち切り（6）

〔表 I〕

州名	正義原理採用規定	特徴	被告人スタンディング
Alaska	R. Crim. P. 43(c)	Cal型	———
Arizona	R. Crim. P. 16.5 a. b. c. d.	(b)に被告人申立て権、(c)では再訴禁止効は正義の原理が左右する	法律上あり
Cal.	Penal Code §1385	リッチエ、アンドラーデ事件判決の9要因による判断基準	非公式に行いうる（判例）
Idaho	①I. C. §19-3504 ②I. C. R. 48(2)	①「正義の増進」の文言 ②「正義の目的に奉仕」の文言	①なし ②法律上あり
Iowa	I. C. A. §813. 2, Rule 27, (1)	ランディーン事件判決の12要因告知とヒアリングの判例法上の要請	———
Montana	Cr. Proc. 46- 13-201.	Cal型法 1977年4要因の基準	判例上あり
New York	Cr. Proc. L. 170. 40, 210. 40.	制定法上10の判断基準を明示（1979年改正）	法律上あり
Oklahoma	22 O. S. 1971 §815.	社会の利益による打ち切りの正当化（マクドナルド事件判決）Cal型法	———
Oregon	ORS 135. 755	Cal型法	———
Utah	U. R. Cr. Proc. (77-35-25) Rule 25.	「実質的な理由」という制約あり	法律上あり
Vermont	R. Crim. P. 48(b)2		———
Washington	Cr. R. 8. 3	検察側の不正行為、恣意的訴追の存在を要因	判例上あり

(1) 立法のタイプ

以上にまとめられた二二州の立法形態とその解釈について分析をおこなってみよう。まず、立法を形式的に分類してみた場合、カリフォルニア州のように、「訴追の中止」権限を廃棄し、裁判所のみが打切り権限を持つと定め、その行使に当たっては裁判所と検察官が行えると規定するものがある（カリフォルニア（CAL）型Ⅱ監督型）。これには、アイダホ、モンタナ、オクラホマ等の州が該当する。第二に、連邦刑事訴訟規則（第一章第一節〈三〉参照）のように、検察官の申立てと裁判所の申立てと、申立て権者ごとに規定を分けて記しておくタイプ（連邦型Ⅱ分離型）がある。これにはアリゾナ州がある。第三は現行のニューヨーク州型で、CAL型を基礎にした立法だが、裁判所の打切り権限を含めて、検察官はもちろん被告人にも打切り申立て権を認める州であり、ユタ州がこれに含まれよう（権利型）——立法の類型については第一章第一節〈三〉も参照されたい。

また単に「正義の増進のため」という文言によって無制限に裁判所が打切りを行うのではなく、なんらかの実質的な理由を要因とする州も多い。その中でニューヨーク州は最も詳細に、「やむをえない要因、事情、情況（compelling factor, consideration or circumstance）」の存在を要請し、「訴追の遂行が正義に反する（result in injustice）」ことを明らかに示す理由を求めるといって、厳格な要求を法文上示している。他に、ユタ州のように「実質的な原因（substantial cause）のあるとき」といった文言を挿入する例やモンタナ州のように「十分な理由（good cause）」の提示を求める例、また「打切りの理由の明示・説明」を求めるカリフォルニア、アイダホ、オクラホマ、オレゴン、ワシントン、ユタ州等が挙げられよう。こうした手続上の要件を課すことによって裁判所の裁量の濫用を抑制するとともに、手続の公正さ、適正さを担保しようという立法者の意図が伺われる。⁽⁶¹⁾ 言うまでもなく、このような要請はニューヨーク州の旧法（CC P）六七一条（一九二七年改正）⁽⁶²⁾ やカリフォルニア州法が先例とされている。

ただし、こうした諸州の法律のうちアリゾナ州のものについては注意を必要とする。同州刑事手続法一六・五条は検察官の申立てによる場合についてはa項で、また被告人の申立てによる場合についてはb項で、それぞれ打切りを裁判所がなしうると定めており、d項において、裁判所が「正義の利益が再訴禁止効を求めている」と認定する場合などに打切りは再訴しえない、と定めた。ここでは一般的に打切りが「正義の原理」によって行われるのでなく、もっぱら再訴禁止効の有無のメルクマールとして「正義の原理」が用いられているのである。また、被告人の申し立て理由を、起訴に関する法律問題として不十分な場合に限定している。そのため、厳密に言えば「正義の原理」による打切りを行う州に含めるのは不正確のそしりを受けるかもしれない。ただ、打切り手続にかかわる「正義の原理」の普及という意味では、同州も参考例と位置づけることはできるだろう。

(2) 解釈論的な検討

次に各州の法文について解釈論上問題となる点を検討してみよう。

ニューヨーク州のように「正義の原理」を用いた訴追の打切り制度を持つ州のうち、法律上、被告人に申立ての適格性(スタンディング)⁽⁶³⁾を認めているのはニューヨーク州以外に三州に止まる。また、判例上認められたのはモンタナ州とワシントン州の二州である。カリフォルニア州では「被告人は」非公式な申立てを行い、裁判所がこれによって打ち切る⁽⁶⁴⁾ことが可能であるとする裁判例もあるが、解釈論上はやはり限定的に解されることが多い⁽⁶⁵⁾。それ以外の州は不明、もしくは解釈上の争いがまだ見られない管轄である。この点は、「Dismissalの法理」の第三段階に到達することがかなり困難であるということの証左であろうか。裁判所の「固有権」的な打切り権限だけを中心に考える第二段階に止まっている管轄が多い中で、被告人にも制定法上あるいは解釈論上に申立て権を認めていこうという当事者主義的な打切り論は、アメリカにおいてもまだ少数と言わなければならぬ⁽⁶⁷⁾。

さて、「正義の原理」に従った打切りに当たって裁判所はどのような判断要因を持つことが適当か、という点について、一九九〇年現在、立法上の手当てを行っているのはニューヨーク州に限られている。既にニューヨーク州では一九七四年のクレイトン判決によって判例上の基準が示されていたが、その他の州においても裁判所により要因が示されるに至っている。何度も引用されているがアイオワ州のランディーン事件は、基準となるファクターを十二個も示しているし、カリフォルニア州のところで指摘されたように、ニューヨーク州の制定法の基準自体がカリフォルニア州の判例を先例としていたのである。打切りの判断材料にかなる諸事情を考慮するかについて、ある程度のメルクマールとしてこのような基準を持つておくことは必要であろう。とりわけ、「正義の増進のため」になることを示す「やむをえない」理由の存在ないしはその説明を求める要因が各州の制定法に盛られている以上、どのような事情が「正義の増進」への判断を導くかを包括的に規定しておくことは実務上も望ましい。ニューヨーク州ではそういった要因を明示することが立法院の責務であるとの指摘がなされて七九年の法改正につながったわけだが、こうした歩みはまだ他州の範とはされていないようである。もつとも、ニューヨーク州は「正義の増進のための訴追の打切り」を争う事案が飛び抜けて多いため、実際にそのような申立てが争われることが多くない州では必要性が問われていないとも言えるし、より広く打切りの範囲を認めようという姿勢に欠けるところ、たとえばワシントン州のように、被告人の憲法上の権利侵害といった事由に限定してしまうと、「正義の原理」の具体的基準による確定という作業も求められない、と言えるのかもしれない。

(3) 「正義の増進」原理の普及

先の表に載せられた「正義の増進」原理を採用する州については、一見して西部諸州が多いことがわかる。また、ニューヨーク州は、「Dismissalの法理」の発達段階においては最も進歩的な法体系を持つにもかかわらず、その他の東部諸州で「正義の増進」原理を非類型的な訴追の打切り規定に盛り込むところがまだ見られないのは興味のあるところ

である。さらにまた、南部ではオクラホマ州を例外にして全く採用されていないのも注目されよう。

地域的に見た場合、西部において採用州が多いのはおそらくカリフォルニア州の影響が強いことが原因ではないかと思われる。それは同時に、「正義の増進のための訴追の打切り」の適用範囲に差はあれ、そうした州が「Dismissalの法理」の第二段階に進んでいることを示している。すなわち、先の表にあつたカリフォルニア型の州であればいずれも、被告人にスタンディングを認めておらずとも裁判所に打切り権が委譲されて、裁判所の裁量による打切りが可能な制度が確立されていることである。東部や南部においては対照的に、法制上いまだ「訴追の中止」の権限を檢察官に委ねている州が多く、非典型的な打切りについては被告人の憲法上の権利侵害を理由にした裁判所の「固有権」による打切りが認められるにすぎないところが多い。⁽⁶⁹⁾ すなわち、「Dismissalの法理」の第一段階である「裁判所による檢察官の打切り権への抑制」のレベルで問題が止まっており、⁽⁷⁰⁾ 裁判所自らの打切り権限の存否はもちろん、被告人のスタンディングなどが争点となることが少ないわけである。

このように、ニューヨーク、カリフォルニアといったアメリカの法制度をリードする法域で「正義の増進」原理が採用されているにもかかわらず、多数の州が採用に至っていない原因は、諸州の刑事手続の規定が「分離型」立法の連邦法をモデルとして定められているところにあるのではなからうか。第一章で「Dismissalの法理」の発達段階を見た際に、連邦は第二段階、すなわち「訴追の中止」権限を裁判所に委譲したものの、抑制という観点からしか打切りを捉えられない、という段階に止まっていたことを学んだ。⁽⁷¹⁾ そういった連邦刑事訴訟規則を参考にするかぎり、非典型的な打切りは檢察官の申立てによるしかなく、裁判所は迅速裁判違反が生じた場合にのみ打切りを行える、といった限定的な行使に止まるのであるから、裁判所に非典型的な打切り一般を認める「正義の原理」を採用する必要が少ないのも当然であろう。それは、今世紀初めに「正義の増進」原理を制定法に盛り込んでいたミネソタ、ネバダ、ノース・ダコタ、

サウス・ダコタの四州が一九四六年の連邦刑事訴訟規則制定以後、それぞれ法改正の機会に連邦型の立法を採用して「正義の原理」規定を放棄してしまつたことに端的に表れていよう。⁽⁷⁸⁾

しかし、こうした諸州の立法あるいは判例の動向を踏まえたとき、加えて、手続からの被告人の早期の解放という政策目的を持つときには、連邦型の限界が意識されることとなつていく。すなわち、連邦においてもやはり「正義の原理」の観点が打切り規定に必要なのではないか、という疑問が提起されよう。そこで次項では、連邦法の改正の動きを紹介し、「正義の原理」の観点の必要性、重要性を確認しておくことにしたい。

〈二〉 連邦における「正義の原理」

一 連邦刑事訴訟規則四八条(a)における「正義の利益」

一九四六年の連邦刑事訴訟規則において、検察官による打切りの際の「裁判所の同意」を四八条(a)で規定し、同条(b)では迅速な裁判違反の場合について裁判所自らの打切り規定のみを定めたに止まり、非類型的打切り規定を設けなかつた連邦では、まったく「正義の原理」が議論されることはなかつたのであろうか。

この点、検察官による訴追の打切りについて裁判所が同意をどのように判断するかという問題に関して、コーワン事件で議論された「正義の利益」の問題がある。一九七四年、コーワン事件一審においてテキサス地区合衆国地方裁判所は、

「(四八条の)規定は、害や不利益(harassment and prejudice)の予防のために、裁判所に与えられた裁量を限定するものではなく、地区裁判所の裁判官に、訴追を打ち切る広い裁量権を与えたものであり、裁判所は正義の利益(interest of justice)

に基づいて、訴追が打ち切られるべきかどうかを、検察からの申立てに当たって判断する義務を負っている」

と述べて、「正義の利益」が検察からの打切り申立てへの判断基準となることを指摘していた。⁽⁷³⁾ この点、検察官が「正義の利益」のみを理由に(重罪事件の)打切りを申し立てた際に、これを認めないと判示したシヤナハン事件(一九五八年)の判決と比較すると興味深い。⁽⁷⁴⁾

もっとも、この地区裁判所の決定は第五控訴裁判所において破棄され、「(行政部による裁量の行使は)公益に明白に反することがないかぎり、裁判官によって妨害されてはならない」として、裁判所の裁量を限定して解するとともに、「正義の原理」ではなく、「公益(public interest)原理」に基づく判断が要求されたのであった。⁽⁷⁵⁾ その結果、連邦判例では打切りの可否を裁判所が判断するに当たって、「公益原理」が基準とされることとなる。そうすると当然、「公益原理」と「正義の原理」に何らかの関連性があるか問題とされよう。

ここで思い出したいのは、ニューヨーク州における「正義の原理」に基づく打切り判断の方法である(第二章第五節(一))。そこでは、新基準等の要因判断という思考方式と、理論構成の分析が試みられていたが、「公益要因の重視」ないし「包括的アプローチの優位」という結論が導き出されていた。⁽⁷⁶⁾

すなわち、「正義の原理」に従う訴追の打切りであっても、手続的権利侵害があった場合、たとえば被告人に対するデュー・プロセス侵害が生じた場合の「直接的構成」によって「やむをえない事情」を判断する以外は、一般的には「間接的構成」ないしは「包括的構成」によって、「公益へのインパクト」を重視した判断過程が採られていることが明らかにされたのである。したがって、表面的な文言では、「公益」と「正義」という両原理に隔たりが認められるにせよ、CCPからCPLに至る、ニューヨーク州の「正義の原理」に関して実質化され具体化されてきた「要因考慮」という判断基準には、連邦と同様の「公益原理」に基づく判断が含まれていたと言わなければならない。⁽⁷⁷⁾

しかしながら、「公益」判断を必要としない、ニューヨーク州の「直接的構成」理論が導き出す「打切り」については、連邦規則にこれを認めることはできず、「検察官の不正行為の法理」に解決を委ねることになるのである。こうした、法理、原理の範囲は左の表のようになると思われる。

明らかに「正義の原理」がカバーする範囲が広いことがわかる。特に、ニューヨーク州の直接的構成に当たるデュー・プロセス侵害の場合、制定法上は迅速裁判違反しか定められていない連邦において、これ以外の理由については「検察官の不正行為の法理」ないしは「憲法上の権利侵害の発生を根拠とする打切り論」に任ざれていること、また間接的構成にあたる部分では、連邦には非類型的打切り規定がないことから、裁判所の打切り判断が自発的に行きわたることはありえないことが伺えるのである。

ニューヨーク州の「正義の原理」	
直接的構成（デュー・プロセスの侵害の発生）	間接的構成（要因判断と公益インパクト）
デュー・プロセス法理の展開	検察官の打切りに対する判断
迅速裁判違反四八条(b)	?
連邦の「公益原理」	

二 連邦法への「正義の原理」導入論

しかしながら、連邦においても、非類型的な打切りに全く消極的であると断定することは早計であろう。州法の動向、とりわけニューヨーク州を中心とした判例および立法の展開、すなわち「Dismissalの法理」につき第二段階から第三段階への大きな変化によって、現在は迅速裁判に限られている訴追の打切りに関する連邦法規を改正しようという動き

が見られることがこのことを裏付けている。

一九七〇年、連邦最高裁判所長官によって任命されていた「刑事規則に関する諮問委員会 (Advisory Committee on Criminal Rules)」は、合衆国地区裁判所刑事訴訟規則の改正案をまとめた。その際、委員会は訴追の打切りを定める現行四八条に関して新たに「非類型的事由」を加える草案を示したのである。すなわち、現行の裁判所による打切りに、(b)(2)および(c)を入れ、

「四八条(a) 検察官による打切り (By Attorney for Government) — 略 —

(b) 裁判所による打切り (By Court)

裁判所は、(以下の場合) 訴追を打ち切ることが出来る。

(1) 略 —

(2) 当該打切りが、正義の目的 (the ends of justice) と、裁判所業務の効果的な執行に仕えることを示す、その他の理由がある場合

(c) 記録裁判所が検察官の反対にもかかわらずこの規定に基づいて訴追を打ち切る場合には、記録において打切りに関する事実の認定ならびに理由について述べなければならぬ。⁽⁷⁸⁾

以上のように提起した⁽⁷⁸⁾この「正義の目的」という文言は、明らかに「Dismissalの法理」を支える「正義の原理」を採り入れたものであろう。これは先の各州の規定のうち、アイダホ州の刑事手続法四八条二項と同じ文言である。アイダホ州の規定では、「かかる打切りが、……正義の目的に奉仕する」ときに訴追の打切りを正当化すると定められていた。⁽⁸⁰⁾改正案への注釈は、四八条(b)(2)が「微罪 (de minimis violation)」に関する事件を裁判所が扱うことになった場合に有効であろう、と述べている。⁽⁸¹⁾そして、模範刑法典二・一一二条とデービス事件 (判例番号 A ①)、⁽⁸²⁾ならびに「正義の

増進のための「打切りを定めたニューヨーク州法規を例示して、「正義の原理」が有効な打切りの論拠となることを承認している。また、裁判所による事実審での濫用的な打切りを防止するために、上訴審による審査に向けて「記録」を準備することを(c)で義務づけ、手続の公正を担保しようとしているのも「正義の原理」採用の諸州法と同じである。現在までかかる改正が実現してはいないものの、「正義の原理」が連邦においても考慮されているわけで、今後の立法動向が注目されるであろう。

三 アメリカにおける「Dismissalの法理」の動向

このように「Dismissalの法理」の展開を辿った結果、そこで用いられた訴追の打切りを支える「正義の原理」が、ひとりニューヨーク州にのみ通用する思考ではなく、法理の第二段階を経た各州にあつては明確な原理として働いていることが明らかにされたと言つていいだろう。その管轄は数的には少数派に止まるけれども、とりわけカリフォルニア州やアイオワ州などの判例には注目すべきものも多い。

しかしながら他方で、前述のカリフォルニア州の判例に示されるように、「正義の原理」を法文上有しながらも、裁判所の打切り権限に慎重な態度を示す裁判例も存し、「法理」をめぐる第二段階（裁判所は訴追を独自に打ち切ることが出来るか、という問題）の議論が今後も各州において展開されることは予想に難くない。また、ジョージア州やフロリダ州のような南部諸州は、未だ第二テーゼ（裁判所に打切り権限が存するか否か）を解決しないまま、検察官にのみ打切り権限を認める構成を採つて「Dismissalの法理」の第一段階に止まっているにすぎない。

こうしたことから、「Dismissalの法理」に関する州の立法動向にはばらつきが目立つことも指摘される。とはいえ、連邦規則改正案でも示されていたように、「正義の原理」という構成が「訴追の打切り」を論じるに当たつて重要な役

割を果たすことが強調されてよいのではないか。

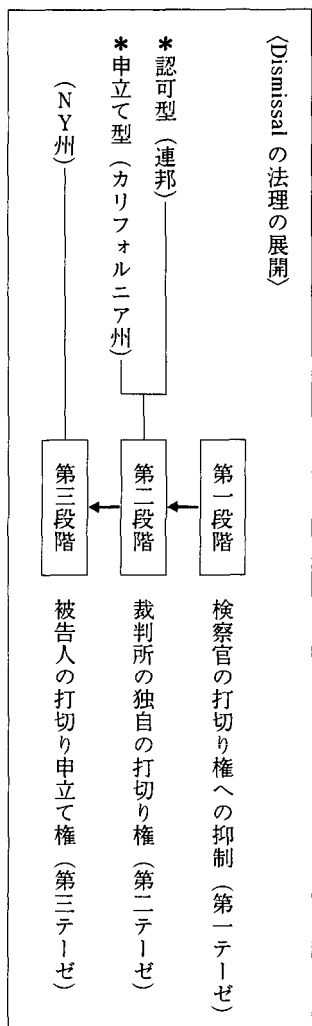
かりに連邦が前記改正案を採用することがあるとすれば、今後、連邦各裁判所も「正義の原理」による理論構成を採ることは必至であり、第二段階の「裁判所の打切り権」問題を解決するとともに、改正条項にある「正義の目的」とは何かをめぐってさらに判例による解釈が進められることになる。その際、当然連邦裁判所は、既に「正義の原理」によって「Dismissalの法理」を展開してきたニューヨーク州を始めとする諸州の判例を参考とすることになると思われる⁽⁸³⁾。さらに、こうした動向は訴追の打切りについて連邦型の規定を採用している諸州にも波及することになるであろうし、それらの州が「正義の原理」を導入する可能性も小さいとは言えない。加えて、「正義の原理」という思考が、打切り論に限定された法理ではなく、連邦判例においても既に実質的正義の確保という見地から具体的事案への判断が示されていたことも忘れられてはなるまい⁽⁸⁴⁾。この点は既に前節でも法思想的背景から言及されていた点だが、デュー・プロセス違反の有無といった価値判断にあたっては、「正義の原理」が従来から指針とされていたのであり、とりたてて打切り判断にかかわる特有の思考というわけではない⁽⁸⁵⁾。また、正義の原理を含意とする「正義の利益」という文言はしばしば法文に登場する一般的な法律用語でもあるので、「正義の原理」に基づく司法裁量による打切り判断が裁判所になじまないという危惧は必要ないと考えられる⁽⁸⁶⁾。

また、そうした打切り規定を立法化した結果、州、連邦の各裁判所がこれまで積み重ねてきた「憲法上の権利侵害」を理由とした「検察官の不正行為(Prosecutorial misconduct)の法理」や、「憲法的な訴追の打切り論」が無駄になることはない。というのも、ニューヨーク州での七九年改正が新基準を設定した際に、二一〇・四〇条(e)において「被告に対する捜査、逮捕、訴追における法執行官の重大な不正行為」が打切り考慮の要因に組み入れられたように（第二章第四節（一）参照）、「Dismissalの法理」の下でも「検察官の不正行為の法理」も再構成される道が用意されている

以上、「Dismissalの法理」を中心に、アメリカにおける手続打ち切りの諸理論を振り返ってみたが、そこから学ばれたことは、「正義の原理」に基づくDismissalの可能性の大きさであった。「検察官の不正行為の法理」が憲法論議として大いに参考とされなければならないのももちろんであるけれども、ニューヨーク州で長い歴史を持つ「正義の増進」「正義の原理」による訴追の打ち切り制度が、抽象的な基準から、具体的アプローチを踏まえて、包括的なアプローチを採っていった過程は、「公訴権濫用論」をさらに展開させようという目的（＝ポスト公訴権濫用論）を有する我々に、「手続打ち切り論」の有効性に関して大きな示唆を与えてくれたのではなからうか。

このことは、近年、コモン・ロー系の諸外国においても、基本的正義(Fundamental Justice)という実質的な「正義の原理」に基づく手続の打ち切り権限を裁判所に認める判例法が広がっていることも考え併せたとき、手続打ち切り論の射

〈Dismissalの法理の展開〉



程範囲の広いことをわれわれに教えているように思われる。⁽⁸⁷⁾

いずれにせよ、本稿で取り上げたニューヨーク州での「Dismissalの法理」は、「正義の原理」という抽象的基

準にとどまらない、より具体的な基準を形成することによって法理の第三のテーゼの内実化、すなわち「被告人の打切り申立て権」の実質化を進めており、今後その射程範囲をめぐってさらに立法や判例の動向を捕捉していくことは欠かせないであろう。

以上、大変長きにわたって第一章、第二章を通して得られた「訴追の打切り制度」に関する知見に基づき、続く第三章では、「手続打切り」をめぐる基礎的な論拠を多角的に考察し、「ポスト公訴権濫用論」という性格を有する手続打切り論そのものの有する機能や理論を支える理念的な基盤を明らかにしていく作業をおこなうこととしたい。

- (1) *People v. Romero*, 57 P. 2d 557(1936). 「以前は検察官だけが刑事訴追を打ち切る権限を持っていたが、一三八五条の採用により、この権限は裁判所に委譲された」
- (2) *People v. Martin*, 233 P. 85(1925). 「刑事訴追を打ち切る申立てに基づく裁判所の行為は、本条項の下では、裁量的なも (discretionary) である」と述べられており、この解釈は以後の先例となっている。
- (3) *People v. Winters*, 342 P. 2d 538(1959). 「正義の増進のための訴追の打切り」を定めた本項に従った打切りを含む、地方裁判所によるいかなる理由に基づく打切りも、被告人に危険が発生していないかぎりにおいて州側による上訴は可能である」
- (4) *People v. Superior Court (Marin)*, 72 Cal. Rptr. 330 (1968).
- (5) *Id.* at 339-40.
- (6) *People v. Richie*, 95 Cal. Rptr. 462 (1971).
- (7) *People v. Andrade*, 150 Cal. Rptr. 662, 670 (1978).
- (8) *People v. Sanders*, 193 Cal. Rptr. 331, 335 (1983).
- (9) *People v. Johnson*, 204 Cal. Rptr. 563, 567 (1984).
- (10) *C. W. Fricke, CALIFORNIA CRIMINAL PROCEDURE*, 214 (1955).

- (10) 95 Cal. Rptr. 462, 465.
- (11) 150 Cal. Rptr. 662, 668.
- (12) *Id.* 同旨の判例として、*People v. Smith*, 126 Cal. Rptr. 195 (1975); *People v. Peinado*, 136 Cal. Rptr. 845 (1976); *People v. Taylor*, 136 Cal. Rptr. 640 (1977); *People v. Shafer*, 5 Cal. Rptr. 844 (1966) など。
- (13) ニューヨーク州における「正義の増進のための訴追の打切り」申立て却下に対する控訴事例について、特に八〇年代に関しては本章第四節〈四〉四・五を参照されたい。
- (14) *People v. Orin*, 120 Cal. Rptr. 65 (Sup. Ct. 1975).
- (15) *Id.* at 72. サリバン裁判官執筆による七裁判官全員一致の法廷意見によれば、「事実審裁判官に、有罪になると信じるにつき相当の理由がある場合に、訴追を避けるために一三八五条の自由な使用を認めることは、立法者によって定められた我々の刑事手続の当事者の性格に逆行することになる。犯罪の訴追のために確立されてきた制定法の計画の下では、地方検察官は、犯罪が行われたとして起訴を行った時には、訴追され、公共に対する犯罪で合理的な疑いをかけられている人の逮捕について治安判事の面前で手続を進めるように求められている。そうした治安判事は被告人に対して、当該犯罪が遂行された可能性を認める合理的根拠があり、被告人が有罪かどうかを答えなければならない。通常の場合では、仮に適当で十分な理由もなしに一三八五条が法的手続に従った犯罪についての訴追を打ち切るように用いられたなら、立法者によって企図された我々の刑事手続の秩序のある効果的な運用にプラスチックが起きるであろう」と言う。
- (16) *People v. Johnson*, 204 Cal. Rptr. 563 (1984).
- (17) *People v. Gonzalez*, 46 Cal. Rptr. 301 (1965).
- (18) 204 Cal. Rptr. 563, 565.
- (19) *People v. Superior Court (Marin)*, 72 Cal. Rptr. 330, 339.
- (20) 342 P. 2d 538; 193 Cal. Rptr. 331.
- (21) 120 Cal. Rptr. 65.
- (22) 193 Cal. Rptr. 331.

- (23) に関しては第一章第三節〈三〉を参照。
- (24) *People v. Superior Court*(San Diego), 102 Cal. Rptr. 925, 927 (1972).
- (25) *People v. Superior Court* (King), 57 Cal. Rptr. 892, 895(App. 1st Dist. 1967).
- (26) *People v. Truer*, 214 Cal. Rptr. 869, 168 C. A. 3d 437 (App. 5 Dist. 1985).
- (27) *People v. Mackey*, 221 Cal. Rptr. 405 (1985).
- (28) *State ex rel. Forsythe v. Coate*, 558 P. 2d 647 (1976).
- (29) *State v. Roll*, 670 P. 2d 566 (1983).
- (30) *State ex rel. Anderson et al. v. Gile*, 172 P. 2d 583 (1946).
- (31) 670 P. 2d 566, 568.
- (32) *State v. Cole*, 571 P. 2d 87 (1977).
- (33) *Id.* at 89. 引用されたる判例は *People v. Superior Court of Marin County*, 72 Cal. Rptr. 330, 446 P. 2d 138 (1968); *People v. Ritchie*, 95 Cal. Rptr. 462 (1971).
- (34) *Iowa R. Crim. P.* 27 (1).
- (35) *State v. Fisher*, 351 N. W. 2d 798 (1984).
- (36) *State v. Lundeen*, 297 N. W. 2d 232, 236 (Iowa, 1980).
- (37) *Id.* at 234.
- (38) *Ibid.*
- (39) *Id.* at 235.
- (40) *People v. Stern*, 372 N. Y. S. 2d 932 (1975). 本稿第一章第三節〈四〉に参照。
- (41) 297 N. W. 2d 232, 235-6.
- (42) *Id.* at 236.
- (43) *State v. Brumage*, 435 N. W. 2d 337 (1989).
- (44) *Id.* at 340.

- (45) *Id.*
- (46) *Id.* at 341.
- (47) *Manning v. Eugelkes*, 281 N. W. 2d 7 (1979); *State v. Ailts*, 433 N. W. 2d 765 (1988).
- (48) *State v. Whitney*, 637 P. 2d 956 (1981).
- (49) *State v. Burri*, 550 P. 2d 507 (1976).
- (50) *State v. Starrish*, 544 P. 2d 1 (1975).
- (51) 637 P. 2d 956, 958. この限定的な見解は、最近、一九八八年のコッチマン事件の控訴裁判所第一部判決によっても踏襲された(*State v. Cochman*, 751 P. 2d 1194(1988))。控訴審は悪意による検察官の不正があるか証拠に問題がない限り、打切りは出来ないと判示し、最高裁判所がこれに対する上告を退けていることを見ても (Review denied by Supreme Court, April 5, 1988)、判例として定着したように思われる。
- (52) *State v. Baker*, 474 P. 2d 254 (1970)。この判旨は、*State v. Underwood*, 658 P. 2d 50 (1983); *State v. Coleman*, 775 P. 2d 986 (1989)。等でも承認されている。
- (53) たとえばテネシー州やイリノイ州は「正義の増進のための訴追の打切り」規定は持たないが、裁判所の固有権により、正義の利益のため、あるいは被告人のデュー・プロセスが侵害された場合に限って訴追の打切りが可能であるとしている。See, *State v. Witt*, 572 S. W. 2d 913, 917 (Tenn. 1978); *People v. Jefferson*, 437 N. E. 2d 396 (Ill. 1982)。
- (54) *State v. Boldt*, 700 P. 2d 1186, 1187 (1985).
- (55) *State v. Knapstad*, 706 P. 2d 238 (1985).
- (56) 297 N. W. 2d 232.
- (57) 706 P. 2d 238, 242.
- (58) *State v. McDonald*, 10 Okl. Cr. 413, 137 P. 362 (1914).
- (59) *State v. Cox*, 575 P. 2d 121, 123 (1978).
- (60) アリゾナ州の条文では、打切りの申立てを行うのは検察官もしくは被告人に限られており、裁判所については

定めがない。これはカリフォルニア州型の形式と異なっている。そうすると、「Dismissalの法理」の第二段階の問題、裁判所自らの打切り権限の存否が問題となろう。判例はこの点、「固有権」理論を採用することによって裁判所にも打切り権限があるとの解釈を採っている。アリゾナ州上訴裁判所第二部のリッチモンド裁判官は以下のように言う。

我々は控訴人(検察側)の主張する、事実審裁判所は刑事手続法一六・五条(a)ないしは(b)の下で検察官もしくは被告人の申立てなく訴追を打ち切る管轄権限を有しないとの見解に同意しない。事実審裁判所は、自ら申立てに基づき訴追を打ち切る固有の権限を有してゐる(The trial court has the inherent power to dismiss a prosecution on its own motion)。(全裁判官一致) See, *State v. Hannah*, 578 P. 2d 1039, 40 (1978).

(61) ユタ州の判例が、打切り理由開示を定めた法の趣旨を、裁判所の裁量の内容が何であり、その行為が正当化されるかどうかを全ての人が知ることが出来るようにするとするところにある、としているのは大変興味深い。多くの州判例が、開示の必要性について手続の公正さの担保を理由にしているのに対して、「情報公開」と公衆の「監視」を意識させている点が注目されよう。See, *Salt Lake City v. Hanson*, 425 P. 2d 773 (1967).

(62) ニューヨーク州の旧法については第二章第一節(一)を参照。

(63) 558 P. 2d 647, 670 P. 2d 566.

(64) *State v. Sonneland*, 494 P. 2d 469(Sup. Ct. 1972).

(65) *People v. Richie*, 95 Cal. Rptr. 462(Ct. App. 2d. Dist. Div. 1, 1971).

(66) *People v. Andrade*, 86 Cal. Rptr. 963(Ct. App. 2d. Dist. Div. 2, 1978).

(67) 「Dismissalの法理」については第一章第一節「とくに(二)」を参照。

(68) この点、第二章第三節(一)を参照。

(69) イリノイ州がその一例である。たとえばイリノイ州中間上訴裁判所は、「事実審裁判所はデュー・プロセスが求められている場合に訴追を打ち切る固有の権限を持っているが、それはめつたに用いられるべきではない」と述べてゐる。See, *People v. Mack*, 437 N. E. 2d 396, 402 (1982 III).

(70) ジョージア州がその例であろう。たとえば法二七—一八〇一条では「訴追の中止」の提起には裁判所の承認が

- 必要とされている。同様の規定を持つ州としては、アーカンソー、コロラド、ケンタッキー、ミシシッピ、ノース・カロライナ、オハイオ、ペンシルバニア、テネシー、テキサス、ワイオミング州がある。第一章第一節〈二〉参照。
- (71) 第一章第二節〈三〉参照。
- (72) Minn. St. Rules of Criminal Procedure Rule 30.; Nevada Revised Statutes 178. 554, 556, 562; North Dakota Court Rules Rule 48(a)(b); South Dakota Codified Laws 23A-44-2, 3.
- (73) United States v. Cowan, 381 F. Supp. 214(N. D. Texas 1974)。これ以前に「正義の原理」を検察官の打切りの根拠に取り上げた判例として、たとえば、United States v. Becker, 221 F. Supp. 950 (1963); United States v. Shanahan, 168 F. Supp. 225 (1959)。See, M. S. Rhodes, 6 ORFIELD'S CRIMINAL PROCEDURE under the FEDERAL RULES 2d ed. 254-8 (1987)。などがある。
- (74) 168 F. Supp. 225, 227, 230 (1958)。
- (75) United States v. Cowan, 524 F. 2d 504(1975)。この判例については、たとえば *Recent Decision, Criminal Procedure-Rule 48(A) Fed. R. Crim. P.*, 45 GEORGE WASHINGTON L. REV. 2, 260-73 (1977); Alan Kriegel, *Abuse of Trial Court's Discretion to deny Dismissal under Rule 48(a) where motion made in good faith and for stated reasons valid on their face*, 13 AM. CR. L. REV. 819(1976)。を参照。他に A. S. ゴールドシュテイン、渥美東洋監修・棚橋隆幸他訳『控え目な裁判所——検察官の訴追裁量と有罪答弁』（一九八五）二七頁以下など。
- (76) 特に「公益」を重視するものとして、CCP下のデービスの第一要件が挙げられる。「公衆が害を被っていない」という要件は、「公益」的判断を強調するものと見ることが出来よう。第二章第一節〈一〉二参照。
- (77) ここでは、「公益」と「政府の利益≠処罰の利益との相違を認識する必要がある。」「正義の原理」が「政府の利益」と「個人の利益」との間で衡量されたように、公益もまた、同様の衡量に基づいて判断されるときに両者の同義性が明らかにされよう。
- (78) Preliminary Draft of Proposed Amendments to Rules of Criminal Procedure for the United States District Courts (hereinafter cited in Draft), Committee on Rules of Practice and Procedure of the Judicial Conference of the United States, 640-1 (1970)。

- (79) 一九七六年のあるミンガン州の判例が、改正案と同じ「正義の目的 (the ends of justice)」という文言を用いている。See, *People v. Monday*, 245 N. W. 2d 811 (1976)。「被告人の保護観察への適性とか、正義の諸目的や被告人の更生に代えうる他の寛大な処分の可能性について、裁判所に証明する機会を被告人に与えるため、刑の宣告を一年間猶予することを裁判所に認める制定法は、検察官の同意なしに、訴追を打ち切る権限を裁判所に与えるものではない。」(傍点筆者)
- (80) *Idaho*, C. R. 48(b).
- (81) Draft, *supra* note 78, at 640-1.
- (82) 模範刑法典二—二条については、拙稿「軽微な犯罪に対する訴追の打切り制度・その二—アメリカにおける微罪 (de minimis infractions) 打切り規定をめぐって」北大法学論集四—巻二号 (一九九〇年)、第三章第二節(三)四を参照。
- (83) ニューヨーク州の先例性については、たとえば、*People v. Shanis*, 374 N. Y. S. 2d 912 (1975) (判例番号 B②) を参照。特に九—四頁で各州の制定法を列挙したのち、「……これらの同様の規定への裁判所の解釈は、ニューヨーク州の解釈に従ってなされてきた」として、同州判例を先駆的と位置づける。
- (84) たとえば、おとり捜査の事案につき、*Hampton v. United States*, 425 U. S. 484 (1976)。
また、違法収集証拠排除法則の適用につき、*Rochin v. California*, 342 U. S. 165, 169 (1952) を参照。
- (85) 「正義の原理」の普遍性については、前節(四)のあるいは後述第三章三節(一)三を参照されたい。
- (86) 「正義の利益」は刑事訴訟法のみならず諸法で用いられる法律用語であり、多くは裁判所あるいは裁判官の裁量の前提として用いられる。詳しくは後述第三章第三節(二)を参照。
- (87) この点、拙稿「諸外国に広がる手続打切りの法理——ポスト「公訴権濫用論」への一視点——」ジュリスト一〇一七号(一九九三)一四四頁以下参照。
- (88) たとえば、ニューヨーク州の「刑法および刑事手続法に関する諮問委員会」は、正義の増進のための訴追の打切り」を定める現行法二一〇・四〇条の基準に、さらに新しく一〇番目の要件として、「当事者の答弁の準備が整い、裁判所が公判期日ないしはヒアリングの期日を定めた後に不合理かつ反復的な訴訟の遅滞が行われたか否か」

といった基準を盛り込むよう改正案を提示している。See, 1990 Report of the Advisory Committee on Criminal Law and Procedure to the Chief Administrator of the Courts of the State of New York (Dec. 1989), A-296-8, 1)の
ように、なお「正義の増進のための訴訟の打切り」の法改正をめぐる動きは活発であり、立法府の積極的な姿勢
が伺えるが、この場合も、一九八八年のホルツマン事件がきっかけとなっていたことが重要であろう。裁判所は
訴追側の訴訟遅延に対する対応が現行法によって行えない、との批判を述べた上で、そのような場合の対応策と
しては打切りが相応しいとの見解を示していた。See, Holtzman v. Goldman, 528 N. Y. S. 2d 21(1988); 519 N. Y. S.
2d 397(1987).